

令和7年6月25日招集

第6回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和7年第6回狭山市農業委員会総会

令和7年6月25日(水曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時25分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (4) 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
- 4 協議及び報告事項
 - (1) 農地法第3条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後3時35分

本日の出席農業委員 14名

1番 浅見 誠 次	2番 落合 房子	3番 渡邊 隆夫
4番 増田 棟 順	5番 堀口 一 男	6番 齋藤 栄 一
7番 森田 依見子	8番 仲川 知 範	9番 室岡 芳 浩
10番 清水 芳 則	11番 大野 博文	12番 下村 辰 次
13番 安藤 千 鶴	14番 増田 茂	

(本日の欠席委員 0名)

本日の出席推進委員 8名

甲田 善 徳	橋本 貴 男	奥 富 一 利	筋野 克 典
内田 博 樹	片岡 弘 幸	久保 田 芳 彦	高橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 渡邊 雅彦 主事 七字 涼太

事務局 定刻になりましたので、これより令和7年第6回狭山市農業委員会総会を開催いたします。

まずは、資料のご確認をお願いします。

本日の配付資料ですが、運営委員会にて配付しました

- ・総会議案書 議案第1号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- ・資料1 議案図面資料（議案第2号、3号、4号関係）
- ・資料2 報告第1号 農地法第3条の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について
- 報告第4号 通信事業計画書について
- 報告第5号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・資料3 生産緑地の買取希望について

席上に配付いたしました、

- ・冊子 農業者年金制度のご案内 ・農業者年金加入推進マニュアル
- ・会長大会決議書 ・中間管理機構特例事業について
- ・農地利用最適化活動活性化研修会について となります。

以上です。

局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していることを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

これより第6回狭山市農業委員会総会となりますが、最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会長 【会長の挨拶】

7月2日から『追跡調査』が入ります。

事務局 それでは、議事の進行をお願いいたします。

議長 これより、第6回狭山市農業委員会総会を開催します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号5番 堀口 一男 委員と6番 齋藤 栄一 委員をお願いします。

まずは、第6回総会の概要について事務局から説明してください。

事務局 地区別許可申請等一覧をご覧ください。

農用地利用集積等促進計画が、受入単位ですが、入曽地区1件、その他地区1件の合計2件です。

農地法第3条許可申請は、入間川地区1件、入曽地区1件、奥富地区1件、水富地区2件の合計5件です。

農地法第5条許可申請は、入間川地区3件、入曽地区5件、奥富地区2件、水富地区2件の合計12件です。

主たる従事者証明願は、入曽地区1件です。

以上です。

議長 はじめに『議案第1号 農用地利用集積等促進計画について』を議題とし、農業振興課からの説明を求めます。

農振課 【農用地利用集積等促進計画についての説明】

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
無いようでしたら、計画について承認するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『承認』します。
事務局は、然るべき処理を進めてください。
農業振興課の方は、退室いただいて結構です。

【農業振興課の退室】

次に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。

入間川地区の甲田推進委員から順にお願いします。

推進委員 1 入間川地区（甲田推進委員）、2 入曽地区（橋本推進委員）、3 堀兼地区（奥富推進委員、筋野推進委員、内田推進委員）、4 奥富地区（片岡推進委員）、5 柏原地区（久保田推進委員）、6 水富地区（高橋推進委員）

議長 ありがとうございます。

次に、『議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題とし、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第2号1番について、ご説明いたします。
受人は狭山に在住、渡人は富士見に在住 他2名。
土地の所在は、1筆目が入間川字沢久保 他2筆 地目はいずれも畑
地積は合計で546㎡。

ベルク狭山店の西に位置し、所有権の移転です。

本件におきましては、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地で耕作放棄地はありませんでした。法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、現耕作地と同様の計画であり確実と思われまます。また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われまます。

また、3件の申請地は、受人の所有農地と一体利用できることで、効率的な営農が期待できます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可』します。
次に、2番について、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第2号2番について、ご説明いたします。
受人は南入曽に在住、渡人は北入曽に在住。
土地の所在は大字北入曽字堀難井 他9筆 地目はいずれも畑
地積は合計で12,933㎡。
いるまこども園の西に位置し、賃貸借権の設定です。
本件におきましては、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人
及び世帯員名義の所有農地、借入農地で耕作放棄地はありませんでした。法第3条第
2項第4号における常時農業従事要件については、現耕作地と同様の計画であり確実
と思われまます。また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無
いものと思われまます。

また、本件は遊休化が続いており、昨年からの懸案事項でありました。

渡人は高齢等により意思決定におぼつかない面があり子供もいないことから、弟を
立会人として申請に繋げたものです。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可』します。
次に、3番について、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第2号3番について、ご説明いたします。
受人は上奥富に在住、渡人は上奥富に在住。
土地の所在は大字上奥富字大ケ谷戸 地目は畑 地積は330㎡。
茶の花福社会の北に位置し、所有権の移転です。
本件におきましては、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人
及び世帯員名義の所有農地、借入農地で耕作放棄地はありませんでした。法第3条第
2項第4号における常時農業従事要件については、現耕作地と同様の計画であり確実
と思われまます。また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無
いものと思われまます。

また、申請地は受人所有農地と一体利用され、効率的な営農が期待できます。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可』します。

事務局 次に、4番について、事務局からの説明を求めます。
議案第2号4番について、ご説明いたします。

受人は笹井に在住、渡人は笹井に在住。
土地の所在は大字笹井字坂上 地目は畑 地積は902㎡。
笹井小学校の西に位置し、所有権の移転です。
本件におきましては、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地で耕作放棄地はありませんでした。法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、現耕作地と同様の計画であり確実と思われまます。また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われまます。

また、申請地は受人所有農地と一体利用され、効率的な営農が期待できます。
以上です

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可』します。

事務局 次に、5番について、事務局からの説明を求めます。
議案第2号5番について、ご説明いたします。

受人は入間市に在住、渡人は笹井に在住。
土地の所在は大字笹井字西愛宕 他1筆 地目はいずれも畑
地積は合計で2,756㎡。
鷺ノ宮製作所の西に位置し、所有権の移転です。
本件におきましては、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地で耕作放棄地はありませんでした。法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、現耕作地と同様の計画であり確実と思われまます。また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われまます。
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可』します。

次に、議案第3号 農地法第5条に係る許可申請について、担当委員からの説明を求めます。

委員 議案第3号整理番号1番について審査結果を報告します。

申請地は狭山市沢、地目は畑、地積は728㎡です。

【1番図面の説明】

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、2番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第4号整理番号2番について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字沢、地目は畑、地積は530㎡です。

【2番図面の説明】

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、3番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第3号整理番号3番について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字中平野、地目は畑、地積は471㎡です。

【3番図面の説明】

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、4番について、担当委員の説明を求めます。

- 委員 議案第4号整理番号4番について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字北入曾字下原、地目は畑、地積は314㎡です。
【4番図面の説明】
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。
- 議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、5番について、担当委員の説明を求めます。
- 委員 議案第4号整理番号5番について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字南入曾字北流、地目は畑、地積は404㎡です。
【5番図面の説明】
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。
- 議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、6番について、担当委員の説明を求めます。
- 委員 議案第4号整理番号6番について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字南入曾字北流、地目は畑、地積は488㎡です。
【6番図面の説明】
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。
- 議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、7番について、担当委員の説明を求めます。
- 委員 議案第3号整理番号7番について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字南入曾字町屋道、地目は畑、地積は413㎡です。
【7番図面の説明】

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、8番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第3号整理番号8番について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字南入曾字町屋道、地目は畑、地積は447㎡です。

【8番図面の説明】

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、9番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第3号整理番号1番について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字上奥富字渕畑、地目は畑、地積は323㎡です。

【9番図面の説明】

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、10番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第4号整理番号10番について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字下奥富字八反目、地目は畑、地積は383㎡です。

【10番図面の説明】

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、11番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第3号整理番号11番について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字笹井字沢口上、地目は畑、地積は1668㎡です。
【11番図面の説明】
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、12番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第3号整理番号12番について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字笹井字淵ノ上、地目は畑、地積は508㎡です。
【12番図面の説明】
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。

委員 農地に車が停車しているが、大丈夫なのか。
農地が耕運されてなく、農地に適した状態ではない。

議長 本件を保留とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『審議保留』とします。

次に、議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、事務局からの説明を求めます。

事務局

議案第4号1番について、ご説明いたします。

申出人は北入曽に在住。買取り申し出事由の生じた者は、父に該当します。

申出地は大字北入曽字中原 他3筆 地目は全て畑 地籍は合計で2,598㎡。

主たる農業従事者が死亡したことを受け、買取り手続きを進めるものです。

以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を承認とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『承認』とします。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

報告は5号まであるようですが、事務局からの説明を求めます。時間の都合もありますので通しにて願います。

事務局 先ずは、報告第1号をご覧ください。

農地法第3条の3の規定による届出は、8件85筆、地目及び地積は田が8,350㎡、畑が45,770.55㎡で合計54,120.55㎡です。

原因はいずれも相続によるものです。

これら届出において、あっせん希望件数は0件です。

報告第2号をご覧ください。

農地法第4条の規定による届出は、2件3筆、地目及び地積は畑が1,998㎡です。転用目的は、いずれも住宅敷地です。

報告第3号をご覧ください。

農地法第5条の規定による届出は、3件4筆、地目及び地積は田が1,307㎡、畑が427㎡で合計1,734㎡です。転用目的は、事務所敷地が1件、住宅敷地が2件です。

報告第4号をご覧ください。

1件目は法人が計画する通信施設の設置であり、畑、0.5㎡。許可不要とした則第29条第16号の規定によるものです。

2件目は法人が計画する送電線支柱の設置であり、畑、0.77㎡。許可不要とした則第29条第13号の規定によるものです。

3件目は法人が計画する通信施設の設置であり、畑、20㎡。許可不要とした則第29条第16号の規定によるものです。

報告第5号をご覧ください。

本件は、大字笹井字下仲居上 畑 1,161㎡の農地について、受人と渡人との間で平成元年5月18日から平成11年5月17日までの間、法第3条による賃貸借権を設定していました。この終了をもって解約が成立しましたが、通知を忘れていたものです。

以上です。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら、次に資料3の生産緑地の件について事務局に説明を求めます。

事務局 都市計画課より、3の土地の所在について買取りを希望する者の有無について確認がありました。

どなたか、希望する方がいらっしゃいましたら、事務局までご一報をお願いいたします。

以上です。

議長 質疑ございますか。
質疑はないようです。
その他について、委員から何かありますか。
事務局から何かありますか。

事務局 2点ございます。

1点目は、5月の総会にてお諮りしました最適化活動の一環である作業受委託の件につきましても、本総会にて再度、協議を考えていましたが、①5月総会での流れをみて、遊休化の拡大に鑑み急いだ感があったのかと思う事、②今回は協議案件が過去最大で時間を要することが難しい事から、運営委員会にて資料を配布させていただきました。ご意見等ございましたら、事務局までお知らせください。

2点目は、6月7日に農業体験事業として津南町での田植えに行ってきました。市民は22名が参加し、暑い日でしたが大過無く終了いたしました。

津南町農業委員会長からは、農業委員及び推進委員の方々に宜しくお伝えくださいとのことでしたので、お伝えいたします。

以上です。

他にございますか。

無いようですので、これをもちまして第6回狭山市農業委員会総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。